

＜海外出張報告＞

主要先進国における原子力開発の最近の 動向とパブリック・アクセプタンス

——通産省総合エネルギー調査会原子力パブリック・アクセプタンス海外調査団に参加して(注)——

根 本 和 泰

1. 各国における原子力開発の最近の動向

欧米の先進各国においては原子力が将来とも重要なエネルギー資源であるということで共通の基本的知識となっている。これら諸国はこの観点から世界に先がけて原子力開発を積極的に進めており、数年前までは原子力の立地開発は比較的円滑に進んでいた。しかし、近年原子力が急速に大規模化したためあって、未知の技術に対する不安に根ざした環境、安全面からの原子力反対運動が各国で活発となり、原子力の新規立地はしだいに難しくなっている。

各国のエネルギー事情、政治体制、国民性や市民意識、歴史的背景、さらには電気事業形態などの差異から原子力開発を推進する側、これを受け入れる側の動きは各国それぞれ異なる。

以下に各国における原子力開発の最近の動向とパブリック・アクセプタンスについて概説するが、特に反対運動について言えば、それは地方的なものから全国的なものへと発展し、さらに世界的な連携を強めるなどの傾向がうかがわれる。特に今後、西ドイツ、フランスの反対運動がこの面の先進国であるアメリカの反対運動

の戦略戦術を採り入れる可能性が十分に考えられる。

アメリカでは、政府がエネルギー自立計画で、1985年まで200カ所の新規大規模原子力発電所開発をアドバルーンとして掲げているが、具体的なエネルギー計画は各所ごとに策定しており、原子力発電計画もこれに組み込まれている。州政府の立場は原子力エネルギー開発についても、他のエネルギー源と同列に取り扱い、経済性、必要性、技術信頼性、環境への影響などを比較検討して決定するという立場を取っており、原子力の優先的開発は電気事業者およびその関連団体により推進されている(表1.1参照)。

連邦政府の原子力推進の姿勢には、旧原子力委員会(AEC)が原子力規制委員会(NRC)とエネルギー研究開発庁(ERDA)に機構分離した前後で変化がみられる。すなわちNRCは放射能からの安全性確保の措置を適正に図ること

(注) 本稿は、昭和51年9月30日から10月21日までの日程で、米、英、独、仏4カ国を訪問した原子力パブリック・アクセプタンス海外調査団(団長 稲葉秀三、前原子力委員)の報告書(昭和51年12月刊)の第1部総編より一部抜粋してあることをお断りしておく。従って、言葉が足りず誤解を呼ぶかもしれない箇所が幾つかあるが、詳細は本報告書の方を御参照願いたい。

表 1.1 アメリカの原子力開発状況 単位: MWe (ネット)

区分	炉型		ガス冷却炉 HTGR	熱中性子炉	FBR	合計
	軽水炉 PWR	BWR				
運 転 中	24,075	16,113	330	850		(42,449) 41,368 (60基)
建 設 中	67,392	30,228				(102,139) 97,620 (93基)
発 注 済 み	50,094	23,176			350	(77,044) 73,620 (65基)
計 画 中	1,800	2,400				(4,321) 4,200 (4基)
合 計	143,361	71,917	330	850	350	(225,953) 216,808 (222基)

合計欄 () 内はグロス出力 (MWe) 1976年6月末現在

により、間接的に国民が原子力を受け入れるようになることを行政目的としており、また、ERDA は原子力に関しては廃棄物処理処分、使用済み核燃料処理の研究開発とその実用体制作りを行政目的としている。いずれも間接的に原子力の開発を推進しているが、AEC 時代の強力な原子力推進と比べるとはるかに慎重なやり方になっている。

さらに、今後はカーター新大統領のエネルギー政策の具体化にともない、原子力開発は大幅にスローダウンすることが懸念されている。一方原子力に反対する動きは原子力モラトリアム法の住民立法、許認可の取消しを求める訴訟など合法的な手段で行なわれ、モラトリアム立法

については、昨年カリフォルニア州ほかの6州で住民投票まで持ち込まれたが、いずれも敗れている。しかし許認可をめぐる法廷闘争においては、環境廃棄物処理についての審査の不備をつき、シープルップ、バーモント・ヤンキーについてはいずれも許認可の一時停止、あるいは延期を待ち続けている。

イギリスにおいては、経済成長率が極端に低いことから、電力需要の伸びも1.0%/年以下と想定されている。一方、供給設備は現状で供給予備力が40~50%と過剰であり、少なくとも今後5年間は新規電源を発注する必要はなく、また国産の石炭消費の要請、北海油田に対する期待もあって原子力開発の緊急性は、政府、中

表 1.2 イギリスの原子力開発状況 単位: MWe (ネット)

区分	炉型		重水炉	FBR	合計
	ガス冷却炉				
	GCR	AGR			
運 転 中	5,206	1,282	92	250	(7,480) 6,830 (31基)
建 設 中		4,941	1,200		(6,624) 6,141 (10基)
発 注 済 み			2,500		(2,640) 2,500 (4基)
計 画 中				1,300	(1,352) 1,300 (1基)
合 計	5,206	6,223	3,792	1,550	(18,096) 16,771 (46基)

合計欄 () 内はグロス出力 (MWe) 1976年6月末現在

中央発電局 (CEGB) ともそれ程感じていない模様である (表 1.2 参照)。そして立地決定に際しては CEGB は関係官庁および地元と十分時間をかけて調整を行なっているため、現在建設中の地点においても大きな紛争はおきていない。

現在の原子力に関する焦点は、海外の使用済み核燃料再処理の引受け、新規原子炉の炉型問題などである。

以上の2国に比べ、西ドイツおよびフランスは、ともに原子力の大規模開発を目指しているが、立地の難行から開発推進の鍵はパブリック・アクセプタンスにあるとして官民をあげてこれの獲得に努めている。

西ドイツは、将来のエネルギー事情から原子力の大規模開発を進めなければならない状況にあり、開発計画の策定、技術の自主開発などに意欲的に取り組んできた (表 1.3 参照)。

西ドイツは自国の軽水炉技術に大きな自信を持っており、また一般的にみて公衆のこれに対する信頼感も厚いと言える。

たとえばミュールハイム・ケールリッヒ原子力発電所 (電気出力 130 万 kW, 1979 年運開予定, RWE 社) の建設現場はコブレンツ市郊外

のライン河 (船舶の往来は非常に激しい) と幹線鉄道に挟まれた幅 350~400 m の敷地であり、日本の実情と比較するとまったく信じられないような都市近接立地となっている。現在、同発電所は、反対派の訴訟はあるが工事は順調に進められている。しかし、ライン河上流のバーデン・ウィルテンベルグ州のヴィール原子力発電所、シユレスヴィヒ・ホルスタイン州のブロックドルフ原子力発電所では激しい反対運動が起きており、着工が大幅に遅れている。ヴィールにおける反対理由は、安全性の面での危惧などもあるが、原子力発電所の冷却塔からの水蒸気の放出が有名なライン・ワインの原料となるぶどうの畑に悪影響をおよぼすといったその地方に固有な反対理由の方が強く主張されているようである。またブロックドルフでは地元の環境面からの反対もあるが、過激な反対運動グループの活動が活発で工事現場でのデモ、実力行使が行なわれた。彼らは廃棄物処理を大きく取り上げており、全国的な規模で活動を行なっている。

西ドイツでは、各州別にエネルギー政策、土地利用計画を策定している。特にバーデン・ウィルテンベルグ州の場合は、州内にエネルギー資

表 1.3 西ドイツの原子力開発状況 単位: MWe (ネット)

区分 \ 炉型	軽水炉		ガス冷却炉 HTGR	重水炉	FBR	合計
	PWR	BWR				
運 転 中	4,149	1,112		51		(5,611) 5,312 (9基)
建 設 中	6,978	3,764	308		282	(11,926) 11,332 (12基)
発注済み	7,913	2,498				(10,903) 10,411 (9基)
計 画 中	13,730		1,150		1,920	(17,470) 16,800 (13基)
合 計	40,144		1,458	51	2,202	(45,910) 43,855 (43基)

合計欄 () 内はグロス出力 (MWe) 1976年6月末現在

源が乏しいこともあって、アメリカの場合とは異なり、州政府が原子力開発に積極的である。たとえば、電源立地選定の主役を演じるとか、地元との折衝を行なうといったことである。また連邦政府も国民の幅広いコンセンサスを得るために原子力について公開キャンペーンを展開するなど積極的な姿勢を示している。

しかし、立地場所が内陸にならざるを得ないこと、各地の反対運動は次第に拡大する傾向にあることなどから、今後ますます西ドイツの開発計画は、現実には困難の度を深めるものと考えられる。

連邦政府は、これらの諸情勢を考慮し昨年10月、石油危機直後に策定した1985年原子力開発規模4,500万~5,000万kWの開発計画を3,000万kWに下方訂正したが、さらに、その後の諸情勢の分析、計画の再検討を考慮している。

フランスは早くから原子力の自主開発に努力しており、さらに石油危機後、今後の電源開発はすべて原子力によると決定しており、1985年5,500万kWを目標に原子力開発に積極的に取り組んでいる(表1.4参照)。中央政府は1974年37カ所の立地候補地点を決め公表したが、

これを契機に原子力反対の運動は全国的に活発化した。しかし1975年5月の国会討議で各党とも基本的に原子力開発に賛成する立場をとったため、以後中央での世論は鎮静化し、反対運動は各地の個別地点で展開されている。なお、フランスは中央集権的で国家権力が強く、これに対する反発もあったので、1976年7月に、一部制度の変更を行ない、原子力立地決定プロセスにおける公衆の意見の反映および公衆への働きかけを充実するよう努めている。

各国とも原子力開発に当たってパブリック・アクセプタンスを得ることがもっとも重要であると認識しており、これを得るためには公衆に正確な情報を提供して、原子力に対する正しい理解を期待する一方、公衆に発言の機会を与え、その意見をできるだけ取り入れることにより、公衆の原子力に対する不満、不安を解消すべきであることで一致している。

2. 立地決定プロセスにおけるパブリック・アクセプタンス

各国は立地決定のプロセスのどこかの段階で住民に直接質問や意見具申する機会を持たせ、その段階で十分な情報を提供することは勿論で

表 1.4 フランスの原子力開発状況 単位: MWe (ネット)

炉型 区分	軽水炉 PWR	ガス冷却炉 GCR	重水炉 HWGCR	FBR	合計
運 転 中	237	2,294	70	233	(3,012) 2,834 (10基)
建 設 中	21,085				(21,928) 21,085 (23基)
発 注 済 み	7,500			1,200	(9,048) 8,700 (8基)
計 画 中	13,450				(13,988) 13,450 (14基)
合 計	42,272	2,294	70	1,433	(47,976) 46,069 (55基)

合計欄()内はグロス出力(MWe) 1976年6月末現在

あるが、住民から出された質問や意見に対しては、添付資料「各国の公聴会制度の比較表」に示すように、アメリカ、西ドイツ、イギリスでは、公聴会を開き口頭で回答する制度を、フランスでは役場備え付けの台帳に記入された住民の質問に対し、書面でなされた回答をアンケート委員（会）が仲継ぎする制度をとっている。

これら制度的な住民の参加方式は、いずれの国でも許認可手続の段階であるが、それ以前の立地決定の段階でも、たとえばヨーロッパ諸国では、地方自治体および地方議会と協議することが制度化されており、間接的な住民との折衝および合意の取り付けが図られている。また、アメリカにおいては各社により異なると思われるが、たとえばパンフィック・ガス・アンド・エレクトリック（PGE）社では地点選定の最終段階で地元住民に対する説得活動を始めている。

以下、各国別に立地決定プロセスにおいて地元の了解をどのように取り付けているか、また、許認可手続における一般公衆の意見をどの

ように反映しているかについて述べる。

（１）アメリカについて

電気事業者の立地決定のプロセスは、まず、立地候補区域を決め、その中で可能性のある複数地点を選定し、以後、諸条件を勘案して次第にその数を絞っていき、その最終段階で選定の条件として地元と折衝し合意の可能性をみて判断をする（たとえば、PGE 社の場合は認可申請の2年前に地元合意の活動を始める）。地元との折衝段階における電気事業者のPRは、安全性は勿論、原子力エネルギーの必要性および有益性に力点が置かれており、その対象は地方マスコミを優先し、彼らの確信と信頼を得たうえで、地元住民全員との話し合い、戸別訪問、展示会、グループの説明会などを繰り返し行っている。継続的、集中的にすべての真実を公表することが地元の了解取り付けの基本になると主張している。

アメリカにおける立地決定プロセスにおける住民の了解の取り付け工作の背景には、多数決

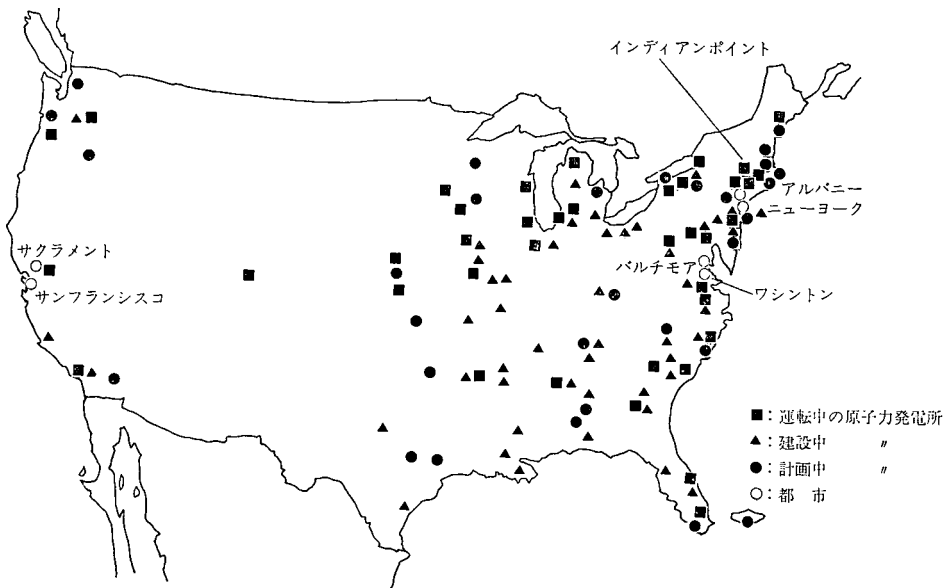


図 1.1 各国の原子力立地状況（アメリカ）

原理、法による秩序維持といった民主主義の基本原則が完全に機能しており、従って、ゴネ得などの事例はなく、懸案は事務的に計画の見直しなどにより処理され、たとえば地域協力費を支出するようなことは非常に稀である。

なお、メリーランド州では州政府が地点選定を行なっているが、この場合は立地決定プロセスにおける地元との折衝も州政府が行なう。

許認可の権限は、原則として環境関係は連邦政府の環境保護庁（EPA）、安全性および放射能関係は原子力規制委員会（NRC）、土地利用、魚貝類・野生動植物関係は州政府にある。

連邦、州政府は電気事業者から申請があったときは、それを審査のうえ、内容を公開し公聴会を開くことを告知する。告知と同時に NRC および州政府の庁舎と地元にある公文書閲覧室で、電気事業者提出の申請書関係資料（環境レポート、安全解析レポートなど）および NRC や州政府の審査関係資料（環境ステートメント、安全評価報告書など）が公衆の閲覧に供せられる。

公聴会は、連邦政府では NRC の原子炉許認可会議（ASLB）が、州政府では各州公益事業委員会などの尋問官が主管するが、利害関係のあるものは当事者として介入することができ、あるいはたんに意見陳述をしたい者は誰でも限定出頭することができる。

連邦関係では、公聴会の後、ASLB が一次決定を下すが、これに異議のあるものは原子炉安全許認可控訴会議（ASLAB）に控訴することができる。

（２）西ドイツについて

西ドイツでは州政府がエネルギー計画と土地利用計画を策定しており、たとえばバーデン・ヴィルテンベルグ州のように州政府が自らこれ

ら長期計画にもとづいて電源地点選定も行なうことが多い。この場合、電気事業者が予備調査のうえ提案した多数の立地可能地点を調査検討し、さらにこの過程で地方自治体や地元の自治組織の代表と十分協議しながら、実際の候補地点を絞っていく。

許認可は連邦政府の委託を受けて州政府が行なう。電気事業者から申請があると、州政府は申請書とその関係書類（安全報告書、計画説明書など）を州政府所在地および建設予定地において公衆の閲覧に供する。これより２カ月間に住民は州政府に対して、異議申立てをすることができる。州政府は異議申立ての出揃うのを待って公聴会を開く。この結果、設備の立地・安全技術に疑義がなければ、第一次部分工事認可が下される。これに対し異議のある者は、１カ月以内に裁判所に控訴する権利がある。

公聴会は反対意見を陳述する者（異議申立人）とそれに対し答弁する者（多くの場合、州政府許認可当局や鑑定人で、申請人である電気事業者が答弁することはあまりないということである）とが一堂に会して討論することになっているが、実際は異議申立人の意見陳述に対し、要領よくなかば一方的に答弁がなされることが多いようである。

（３）イギリスについて

中央発電局（CEGB）は、多くの候補地点を検討するが、CEGB 内部で予定地が決まると、関係大臣、国会議員、地方公共団体および地主に通知するとともに、その地点を公表する。引き続き、関係中央官庁との調整と併行して、「都市および地方計画法」にもとづき、地方計画局（イングランド・ウェールズでは地方自治体の各計画部門の合同委員会のことをいう）とゆっくり時間をかけて十分に調整のうえ、地点

を内定する。

CEGB は許認可申請を行なうとともに、その24時間後にはその内容を公示する。この後、住民が意見を表明する期間が3カ月あり、異議のある個人、あるいは団体は、CEGB と十分に情報の交換を行なうことができる。

地方計画局が不同意の場合、土地強制収用をする場合およびエネルギー大臣が必要と認めた

重大な問題がある場合は公聴会が開かれる。

公聴会はエネルギー大臣が任命する審査官が主宰し、アメリカの場合と制度面、運用面ではほぼ同じであるが、

- ① 聴問の対象が、電気事業者の申請書（環境レポート、安全解析レポート）や規制当局の環境ステートメント、安全評価報告書に限定されない（安全性一般など、当該申

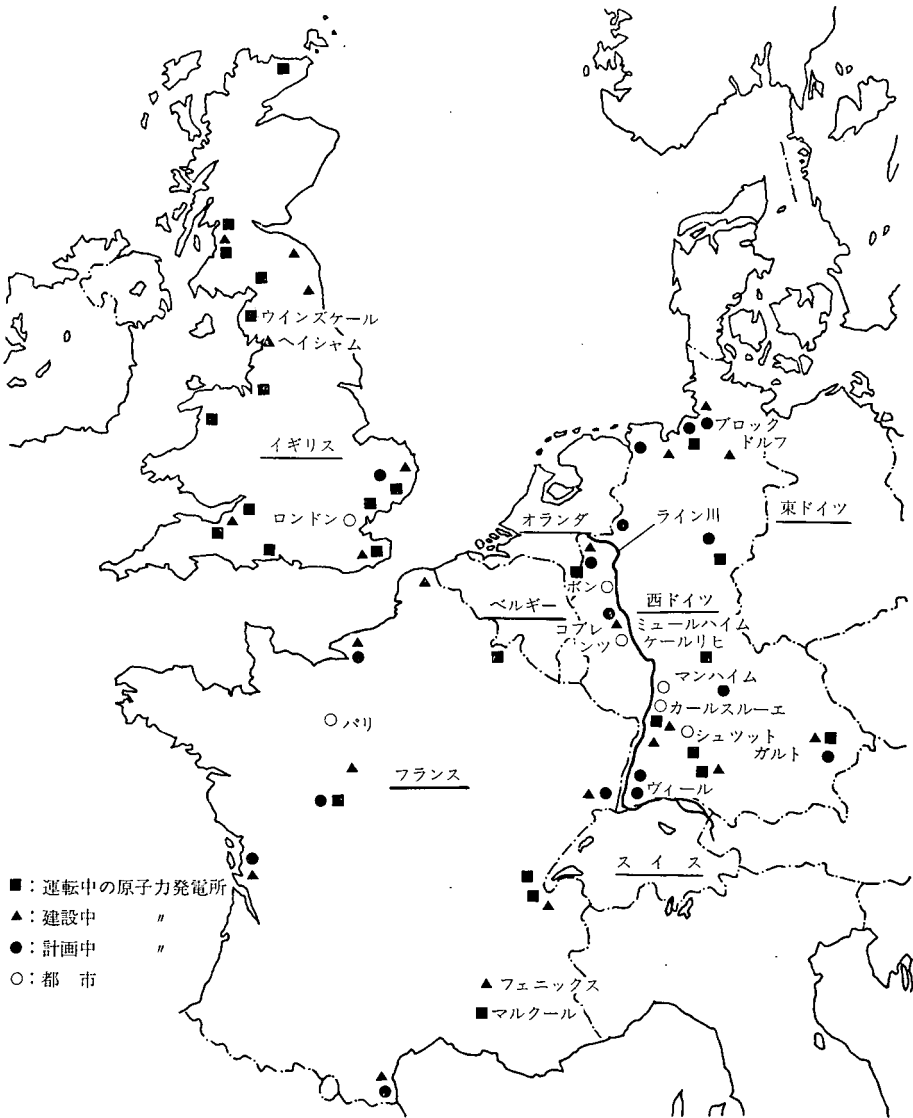


図 1.2 各国の原子力立地状況（西ドイツ、イギリス、フランス）

請事項に関係のない問題も議論できる)。

- ② 主宰者である審査官が公聴会の結果とともにエネルギー大臣の指揮監督下にある行政官としての見解を報告書に添付できる(事実、この審査官見解が最も影響力が強い)。

などの点でアメリカの公聴会と異なる。

(4) フランスについて

1974年中央政府は、物理的立地条件にもとづいて37カ所の候補地点を決定し、それぞれの地点の知事を通じて地域議会および地域社会経済委員会と協議している。地点によっては相当の反対があるが、それらを除く数地点については合意を得ている模様である。

フランス電力公社(EDF)が、産業・研究大臣に対し公益事業宣言の申請を行なうと同時に知事はその申請の内容を新聞に公表するが、これと同時に開発予定地の市町村の役場に記入台帳が備えられ、地元の人は、これに意見を記入する。

この台帳への意見の記入は2カ月で打ち切られるが、これに対する回答は知事の任命するアンケート委員(会)が、EDFその他に問い合わせのうえ、作成する報告書の形で公表される。このような質疑が終了するとアンケート委員(会)はその旨を産業・研究省参事院に報告し、参事院はこれら手続きの完了を確認したうえで、閣議に諮り、総理大臣に公益事業宣言の許可を具申する。

3. 原子力論争と環境保護運動の動向

原子力の開発平和利用について、各国政府がこれを支持していることはいうまでもないが、各国の政党も、一部には国のエネルギー政策に

対する批判、原子力の加速計画に対する批判、安全性の強化に対する要請などの主張があるものの、基本的には、原子力の開発を支持している。労働組合も大方は産業の拡大、雇用機会の増大という観点から支持しており、有力紙も現象の取上げ方はともかくとしても、基調的には必ずしも反対の姿勢ではない。

従って、反対運動が組織的、攻撃的に見える場合でも、必ずしも国民一般と密着しているわけでもなく、また、強固な思想で理論武装された運動のように、執拗な根強い活動が一般的であるともいえない。しかし、各国とも反対運動の底辺が次第に拡大し、増加する傾向をもっている。

各国の原子力反対運動の活動状況は、国民性、行政制度などの社会的仕組み、その他社会的背景、条件によって、それぞれの特色を持っている。

アメリカにおける現在の反対運動は主として、専門的な技術者、法律家などが中心となつて行なう法廷闘争ならびに州および州議会に働きかけてモラトリアム法案の成立を図る運動、あるいは住民立法を成立させようとする運動などである。従って、発電所建設地点などの地域の利害とは直接関係のない運動であり、地域の紛争ではなく全国的規模の反対運動として展開されている。建設現場の地元は就労機会の増大、その他のメリットがあるため受け入れの体制にあるのが普通である。

西ドイツの場合は、実利主義的であり、発電所の進出が当該地域にどういった利害があるかという観点からの反対が主流とみられる。たとえば原子炉の安全性、放射能の危険性というより、冷却塔の影響がどうかという具体的な問題から反対運動が展開され、さらに基本的には、工業

化による生活環境の変化に対する農民たちの根強い反対がみられる。従って、現在のところ、反対運動は原子力批判グループなどの働きかけにもかかわらず、全国的な規模に拡大せず、地方的な問題に止まっている。なおヴィールは、地元住民の反対と原子力批判グループが合体した初めてのケースであり、そのために強力な反対闘争となった。

イギリスの反対運動は、ウィンズケールの再処理施設に関するものと、ヘーシャム原子力発電所建設に関するもので、問題にしているのは、「地球の友」と「ハーフ・ライフ」の組織的反対グループで、一般の国民の関心は薄い。

フランスにおける現在の反対運動は、①原子力開発に基本的に批判的な反対運動、②環境保全を理由とする反対（海岸線がなくなるなど）、③従来の住民の慣習、生活環境に大きな損失を与えるものとしての反対（農地、山林をとられる、別荘をとられる、漁獲高が減る、ぶどう栽培に影響があるなど）といった多彩な性格の運動が地域的に展開されている。そしてこれらの反対運動の相互間には、必ずしも統一的なものがみられず、それぞれが地域的、個別的な活動として展開されている。

これらの原子力反対運動は、アメリカ、西ドイツ、イギリスともに、法令に定められた手続に従って反対の活動を行なっているのが一般的である。すなわち先鋭的な反対グループと目されるものであっても、法律的手続として定められた公聴会に出席して反対意見を述べる、異議申立てをする、不服ならば訴訟を提起する、といったように、社会的に定められたルールに従った反対運動が一般的であり、例外的に実力行使もあるが、これは必ずしも一般に受け入れられていない。

ところがフランスは、中央集権的で、国家権力が強く、公益事業宣言が一度発せられると、公益事業宣言手続に瑕疵がない限り法廷闘争の余地はなく、その国民性——束縛を好まず、個人的自由に執着する性質——と強力な国家権力に対する反発からサイトの器物の破壊やサイトの占拠による工事の実力阻止、市町村長に対する強迫などの実力行使に走ることが事例として見られる。アメリカのように、たとえば立法措置によって発電所の建設、運転を阻止するという戦術は、今のところフランスでは考えられていない。

原子力開発に対する反対は、原子炉の安全性、放射能の危険性という主張が基本をなしていることは、各国とも共通であるが、さらに各国の運動の特徴的な理由を抽出すると、次の通りである。

- ① アメリカにおける現在の反対の論拠は、原子炉の安全性、放射能の危険性などの論議よりも、核拡散防止の問題、放射性廃棄物の処理・処分の問題、プルトニウムの処理・管理の問題、ウランの供給能力の問題、経済性の問題などに中心が移行し、エネルギー資源の豊富なアメリカにあって、現在、原子力開発を進める必要性に疑問が持たれ、これが反対の論拠になっている。
- ② 西ドイツ、フランスにおける反対運動の論拠は、住民の従来の生活、環境、慣習などに重大な利害を与えると主張する実利主義的なものが強い。
- ③ イギリスでは、主として再処理の問題が取り上げられているが、これは、「海外の使用済み核燃料を、わざわざ国内に持ち込んで再処理をし、危険性を増大させることはない。」という国民感情のうえからの反対のようであ

る。

各国は、それぞれの特殊事情を勘案しながら、住民に対する効果的な対応に努めているが、共通的な点は、住民に情報を提供してその理解を深めさせること、住民に発言の機会を与え、意見の反映に努めること、そして原子力の実証性を高めることなどである。

各国ともそれぞれの長期的な総合エネルギー政策の中で、原子力がいかに緊急に必要とされているかについて体系的に位置づけている。そして原子力推進のための住民への働きかけ、広い意味のPR活動とは、まさにこの原子力の緊要性について様々な方法を用いて、周知の徹底を図ることにあるとしている点では、いずれの国にも共通の基本認識となっている。

そして、原子力推進ということでは、各国とも誰がどういう層の人々を対象にどういう内容のPRをするかについては、政府；電気事業者、あるいはその関連諸団体といったPR主体のそれぞれの間で、役割分担が非常に効果的に持たれており、その分担関係は、PR対象やPR内

容に至るまで相当にきめ細かく、かつ、全体として斉合性のとれたものとなっている。

また、各国のPR活動は、一般公衆あるいは地元住民に対し、彼らは何を知りたがり、聞きかかっているかについて、数年にわたり世論調査を行ない、その結果を分析して行動計画を作成し、この行動計画に従って、実行されているわけであるが、それは、たんにPR対象である住民に向けて情報を一方的に提供するのではなく、住民の方から自発的に参加意識を持つようになるまで地道に辛抱強く行なわれている。

各国とも原子力開発に当たってパブリック・アクセプタンスを得ることがもっとも重要であると認識しており、これを得るためには住民に正確な情報を提供して、原子力に対する正しい理解を期待する一方、住民に発言の機会を与え、その意見をできるだけ取り入れることにより、住民の原子力に対する不満、不安を解消すべきであることで一致している。

(ねもと かずやす)
電力経済研究部
環境立地研究室

追 補

本稿の作成が本年の1月であったため、その後、アメリカおよび西ドイツにおいて重大な情勢変化が生じているのでその紹介をしておこう。その1つは、アメリカの場合であるが、それは、いうまでもなく、カーター新大統領による本年4月7日の「原子力政策」声明である。しかし、この新政策に盛り込まれている核拡散防止のためのプルトニウム利用の中止は、すでに昨年10月28日のフォード前大統領の「原子力政策」声明でも述べられている。他の1つは、西ドイツであるが、それは、原子力反対運動が燎原の火のごとく全国的に拡大し、ヴィール、ブロックドルフ、グラーフインラインフェルトなどの地点はすべて第一次工事認可が取消しを受け、また本稿の中でも「工事は順調に進められている」と紹介されたミュールハイム・ケールリッヒ原子力発電所も、現在、その建設が差し止められている。

各国の公聴会制度の比較表

項目	アメリカ (Public Hearing) (注)	西ドイツ (Öffentlich Anhörung)	イギリス (Public Inquiry)	フランス (Enquête Publique)
性質	<ul style="list-style-type: none"> 介入 (Intervention) の場合は事実審型 限定出頭 (Limited Appearance) の場合は陳述審型 	陳述審型	形式上事実審型であるが、実際上は、陳述審型で運営される。	一堂に会して口頭で討論し合うという制度は存在せず、書面によって質疑応答をなすアンケート調査制度がある。
関係法令	原子力法 (AEA) 国家環境政策法 (NEPA) [連邦規制 (10CFR)]	原子力法 (連邦法) 原子力施設条例等 (州法)	電気供給法 (ESA) (原子力設置法 (NIA) は関係なし)	フランス民法
開催の時期	NRC スタッフ及び ACRS の安全審査の終了後 (AEA) の公聴会 NRC 規制スタッフによる環境審査の終了後 (NEPA) の公聴会	州経済省あるいは社会省 (許認可官庁) が連邦内務省 (監督官庁) の指示を受けた後	エネルギー省から送付されたフォームに地方計画当局 (LPA) が賛否の態度を記入した後	EDF から公益事業宣言の申請が産業・研究省に提出された旨の通知が県知事になされた後
開催の要件	NRC スタッフによる安全評価報告書 (追加版) の完成と、ACRS 評価の NRC コミッショナーへの発送 (AEA) の公聴会 NRC スタッフによる環境スタートメントの完成 (NEPA) の公聴会	鑑定人による鑑定書の州政府への提出 (なお、連邦内務省の州政府に対する指示には、既に原子炉安全委員会や放射線防護委員会による連邦内務省への勧告が完了している)	地方計画当局がフォームに「不同意」と記入した場合、あるいは地方計画当局が「同意」してもエネルギー大臣が必要と判断した場合	地元市町村役場に質問や意見を書き込める台帳 (Register) を備え付ける。 (パカンス期間を除き 3 週間～2 カ月間)
開始	聴聞の告知が官報において公聴会開催期日の 30 日前になされる 【告知の内容】①公聴会の種類、②開催の期日と場所、③開催の法的根拠、④審理される事実上、法律上の案件、⑤介入又は限定出頭をなす旨の請願の提出期限。 なお、電気事業者の申請書類 (安全解析レポート及び環境レポート、各々の添付資料)、NRC スタッフの審査資料 (安全評価報告書及び環境スタートメント、各々の関係資料)、ACRS の議事録と書簡、その他 NRC コミッショナーの会議発言の速記録や声明書等は、公文書閲覧室 (NRC 所在地とサイト近傍) に備え付けられ、公衆の閲覧に供せられる。	建設計画の告知が州官報及び連邦官報において行なわれる。 【告知の内容】①資料閲覧のできる場所、②異議申立てを 60 日以内にすべきこと、③口頭弁論 (Mündliche Verhandlung) が行なわれる期日と場所 なお、電気事業者の申請書 (安全報告書、設備明細書) が州経済省所在地及びサイト近傍の展示場において公衆の閲覧に供せられる。	公聴会開催の決定後、CEGB は、当該サイトを必要性を記入したメモランダムを「誰にでも機会が与えられるよう公平に」回覧し、又、要求する人には誰にも回覧する。	地元市町村役場に、①申請資料 (設計図、青写真、冷却システム、温排水、気象条件、放射性廃棄物等のあらゆるデータ)、②それを要約したもの、③それを理解するための原子力一般情報 (「やさしい原子力」とか「原子力と環境 : 25問25答」等) を備え付ける。

<p>住民参加の方法</p>	<p>当該手続きによって利害関係を有する者は ASLB には書面による請願をなすこととで、公聴会に介入することができる。又、案件に關し、非当事者として、自己の意見の陳述だけを行ないたい者は、公聴会への限定出頭を ASLB の裁量によって認められる。</p>	<p>60日間の閲覧期間中、公衆は誰でも口頭又は書面で異議申立てをすることができ、口頭による異議申立ては、告知で定められた聴聞期日に行ない、又、回答される。書面による異議申立ては、州経済省によって集められ、申請人及び関係するあらゆる機関に通知され、告知で定められた聴聞期日に回答される。</p>	<p>CEGB が申請書をエネルギー省に提出後、3カ月間、これに利害関係を有する者（事実上、地元住民に限られる）は、エネルギー大臣に直接、公聴会への介入をなす旨の申立てを行なうことができる。</p>	<p>住民は、市町村役場に備え付けられた申請資料等を閲覧して、3週間～2カ月間、同じ役場に備え付けられた台帳に、自己の意見や申請人に対する質問を記入することができる。 （台帳に記入された住民の質問に対し、申請人は全部、回答せねばならず、又、その回答書も同じ役場で公開される）。住民は、アンケート委員（会）が申請人の回答を検討している際、あるいは調査の見解を作成している際にアンケート委員（会）に対し再質問や意見を書面で申立てることができる。</p>
<p>主宰者</p>	<p>NRC が原子力安全許認可会議 (ASLB) パネルの中より3名（手続を指揮、監督する法律家1名及び技術的専門家2名）を指名する。 3名の ASLB は、両当事者の提出した事実の認定、法律上の結論及びあらゆる証拠に基づいて一次決定 (Initial Decision) を行なう。</p>	<p>州経済省（許認可官庁）大臣が召集し、大臣の出席の下、通常参事官が議事進行を担当する。 許認可官庁としての州経済省、申請人としての電気事業者及び鑑定人は、口頭又は書面による異議申立てに対し、口頭で答弁する。</p>	<p>エネルギー省（許認可官庁）の大臣が、審査官 (Inspector) を任命する。 審査官は事実認定、法律上の結論及びあらゆる証拠に基づいて判決を行なうが、多くの場合、その判決とは独立に、審査官自身の見解を添付する。</p>	<p>県知事がアンケート委員（会）を任命する。台帳に記入された住民の質問に対してアンケート委員（会）は申請人 (EDF) の回答を書面で受け、その回答を検討後、自己の見解を作成し、役場で公開する（この際、アンケート委員（会）は、この回答に対する住民の再質問、及び意見を書面で聴取することができる）。アンケート委員（会）は国務参事院へ、自己の見解を含めた報告書を提出し、調査手続きの終了を通知する。</p>
<p>論議の対象</p>	<p>公衆の閲覧に供せられた申請書類（申請人の証言）及び審査書類（NRC スタッフ及び ACRS の証言）だけを対象に聴問される。</p>	<p>当該原子力発電所の建設計画に限らずその原子力発電所建設によってもたらされる土地利用問題、経済問題、環境問題（特に冷却塔）、更には、核燃料輸送、保険、プルトニウム等の問題が対象として聴問される。</p>	<p>当該原子力発電所に直接関係しないような原子力一般の問題も聴問の対象となる。</p>	<p>公衆の閲覧に供せられた申請資料とその要約についてはアンケート調査の対象となる。</p>
<p>終了</p>	<p>ASLB の一次決定の後、NRC の建設許可発行の最終決定が行なわれる。</p>	<p>州経済省あるいは社会省（許認可官庁）の大臣によって第一度部分工事認可が出される。</p>	<p>審査官による判決と審査官見解に基づき、エネルギー大臣が許可 (Consent) を出す。</p>	<p>アンケート委員（会）による報告書とアンケート調査手続き終了の通知を受けた国務参事院は公益事業宣言 (Utilité Publique) を出す。</p>

(注) アメリカの場合、公聴会は連邦の ASLB が主管する公聴会と州の Sting Board が主管する公聴会とがあるが、本表においては、連邦の公聴会について説明してある。州の公聴会も制度の大枠及びその運用の仕方は連邦とはほぼ同じであり、事実、連邦と州の合同公聴会が開催されることもある。